

介護支援専門員養成等関係

第2回介護支援専門員実務研修実施においては、以下の点に留意されたい。

1 実務研修における人権の尊重の重視について

実務研修の課程のうち、「都道府県内情勢・介護支援専門員の基本姿勢等」においては、人権の尊重についての理解を深めることについて配慮し、質の高い介護支援専門員の養成が図られるよう努められたい。

2 研修の弾力的実施について

実務研修の課程のうち、「課題分析・居宅サービス計画等作成手法説明」については、1方式70分を目途に6方式（高齢者ケアサービス体制整備検討委員会の中で検討された5方式及び各都道府県が独自に紹介する方式）について均等な時間割振りにより実施されているが、1方式あたりの手法説明時間を30～40分を目安に短縮することとし、これによる残余の時間を下記カリキュラムに振り替る等の弾力的な実施を行って差し支えないものとする。

- (1) 「都道府県内情勢・介護支援専門員の基本姿勢等」への重点配分
 - ア. 「都道府県内情勢」
 - イ. 「介護支援サービス（ケアマネジメント）の定義、必要性、位置づけ等」
- (2) 「課題分析・居宅サービス計画等作成演習Ⅰ及びⅡ」への重点配分

3 研修免除の取扱い等について

- (1) 第2回実務研修受講試験合格者のうち、準備要介護認定における認定調査に従事する者及び認定調査に従事することが予定されている者として、認定調査従事者等研修事業（以下「要介護認定研修」という。）を修了した者については、実務研修の課程のうち、下記カリキュラムについて免除することとして差し支えないものとする。

ア. 「要介護認定基準及び訪問調査手法Ⅰ」

イ. 「要介護認定訪問調査実習」

ウ. 「要介護認定基準及び訪問調査手法Ⅱ」

（参考） 「認定調査員等研修事業の実施について」（平成11年7月26日老発第500号老人保健福祉局長通知）の別添1「認定調査従事者等研修事業実施要綱」

- (2) また、第1回実務研修修了者のうち、上記「要介護認定研修」修了者以外の者であって希望する者については、今後行われる「介護支援専門員補習研修」において要介護認定の補習を実施するものとする。

4 その他

- (1) 実務研修における「要介護認定基準及び訪問調査手法Ⅰ」及び「課題分析・居宅サービス計画等作成手法説明」に係る研修テキストについては、昨年同様、当省より各都道府県に原稿を送付する予定なので、各都道府県において必要部数を印刷されたい。

但し、視覚障害者用の点字テキストについては、点字翻訳のために相当の時間を要するものである。

- (2) 3(1)の「要介護認定研修」には、介護支援専門員指導者研修修了者についても、その受講対象者として差し支えないものとする。（なお、これは指導上の必要に鑑みて受講する趣旨であり、当該研修の受講をもって、直ちに認定調査に従事し得ることとするものではない。）

介護保険事前サービス調整対策

1. 趣旨

○ 平成12年4月からの介護保険制度の円滑施行の上で重要なポイントとなるのは、

- (1) 特養待機の重度在宅高齢者、
 - (2) 介護保険対象外とされた在宅高齢者、
 - (3) 特養入所者のうち、自立・要支援と認定された高齢者
- に対する対応である。

- ・ 特養待機者 ～ 重度にもかかわらず、特養に入所できないケース
- ・ 介護保険対象外者 ～ 従来は在宅サービスを利用していたにもかかわらず自立と認められた場合であって、一人暮らしなどの理由により、何らかの生活支援が必要なケース
- ・ 特養入所者 ～ 認定結果では「自立・支援」となったケース

○ これらのケースについては、介護保険施行時に大きな混乱が生じることがないように最大限の努力を傾注する必要がある、その具体的な取り組みとして、平成11年10月から実施される要介護認定の結果を活用して、事前にサービスを調整していくことが重要である。

2. 対策の内容

- (1) 市町村においては、保健福祉部局内（基幹型在宅介護支援センターがあればセンター内）に「サービス調整連絡会議（仮称）」を設け、こうした対策に取り組むことが求められる。
- (2) 連絡会議のメンバーは、市町村担当者（必要に応じ都道府県担当者）、在宅介護支援センター、介護施設・在宅サービス機関やケアマネジャー代表などとする。
- (3) 連絡会議は、以下の業務を行う。
 - ア. 要介護認定の結果を踏まえ、上記のような問題となるおそれがあるケースをピックアップする。

イ. 対象ケースについて、暫定的なサービス計画を関係機関と調整の上で策定し、必要な対応を行う。

(7) 特養待機の重度在宅高齢者

- ・ 在宅サービスの重点投入を行うことを内容とするサービス計画を本人が選択したケアマネジャーが中心となって策定し、サービス確保の目処が立った時点で実際にサービスを提供。

(4) 介護保険対象外の在宅サービス利用者

- ・ 介護サービスに代わる、介護予防・生活支援型のサービスの提供を内容とするサービス計画を在宅介護支援センターが中心となって策定し、サービス確保の目処が立った時点で実際にサービスを提供。

(ウ) 特養入所者のうち自立・要支援者

- ・ 特養のケアマネジャーが対象者の相談に乗り、不安を解消するとともに、もし可能なら受け皿施設や在宅への移行についても相談する。

ウ. 要介護認定の実施などに伴う不満、不安などの相談・情報提供を行う。

※本年10月までに体制を整備し、こうした介護保険事前サービス調整対策について、早急に取り組むことが重要。